

自己株式の市場売却 にかかわる改正Q & A

制度調査部
堀内勇世

会社法制現代化要綱案より - 2

【要約】

現在、自己株式（金庫株）の市場売却はできないと解釈されている。

平成17年に制定される「会社法」では、一定の場合に限り自己株式（金庫株）の市場売却が可能となる予定である。

この改正につき簡単に説明する。

Q1 平成17年（2005年）に制定される「会社法」では、自己株式（金庫株）の市場売却が可能になるのか？

A1

まだ会社法の法案は公表されていないが、すでに会社法の大枠が決まっている。2004年（平成16年）12月8日に法務省の法制審議会「会社法（現代化関係）部会」で決定した、「会社法制の現代化に関する要綱案」（以下、「**要綱案**」）がそれである。この要綱案によれば、一定の場合に限って、自己株式（金庫株）の市場売却を認めるようである。

現在、商法上、自己株式（金庫株）の処分は、原則として新株発行手続に準じた規制を受けており、取引所などにおける市場売却は無理だと考えられている。

これに対して、要綱案では、自己株式（金庫株）の処分は、原則として新株発行手続に準じた規制を受けるが、一定の場合には例外的に取引所などにおける市場売却を認めることにしている。

Q2 例外的に、市場売却が認められる場合とは、どのような場合なのか。

A2

要綱案で、例外的に、市場売却が認められる場合として掲げられているのは、次の要件を充たした場合である。

定款で、自己株式を市場売却ができると規定していること

市場売却の限度は、以下のイ、ロの場合に取得した株数に限られること

イ 単元未満株式の買取請求、合併の際の反対株主買取請求などにより取得した場合

ロ 合併などにより、消滅会社などが有する自社の株式（存続会社などの株式）を取得した場合

営業報告書で開示すること（市場売却可能の自己株式の種類・数、前営業年度に市場売却した自己株式の種類・数）

つまり、簡単に言ってしまうと、会社が法律に基づき義務的に取得したような自己株式についてだけ、市場売却の途を開くにすぎないのである。また見方を変えて言えば、会社が自発的に市場から買い入れた自己株式については、現在と同じく、市場売却はできないままであるということである。

Q 3 要綱案の中で、自己株式（金庫株）の市場売却に関連するのは、どこですか。

A 3

「第2部 株式会社関係」の「第4 株式・新株予約権・新株予約権付社債関係」の「3 新株発行等」の中の「(3) 自己株式の市場売却」が、自己株式（金庫株）の市場売却に直接関連する部分である。

次のとおり記載されている。

(3) 自己株式の市場売却

自己株式を新株発行類似の手続を経ずに市場取引により売却することができる旨の定款の定めがあるときは、株式会社は、又は に掲げる事由により取得した数を限度として、市場取引により自己株式を売却することができるものとする。

買取請求権に応じて取得した場合

合併、分割及び営業全部の譲受けにより相手方の有する自己の株式を取得した場合

(注1) 市場取引により売却することができる自己株式の数（売却可能株式数）は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める数が減少するものとする。

市場取引により売却した場合 売却した自己株式の数

市場取引以外の方法で自己株式を処分したことにより保有する自己株式の数が売却可能株式数を下回った場合 売却可能株式数から保有する自己株式の数を控除した数

市場取引による売却につき定款の定めにおいて条件を定めた場合 当該定款の定めにより売却することができなくなった自己株式の数

(注2) この定款の定めがある株式会社は、営業報告書において、市場取引により売却することができる自己株式の種類及び数並びに前営業年度において市場取引により売却した自己株式の種類及び数を開示するものとする。